



相続対策は慌てずに

平成 27 年 4 月 1 日、相続税の基礎控除が【5,000 万円 + 1,000 万円 × 法定相続人数】から【3,000 万円 + 600 万円 × 法定相続人数】に改正され、この年を境に相続税の心配をしなくてはならない世帯が増え、バブル時代の相続対策の様相が再燃し始めてきました。

一方で、改正後に相続が発生した方々はどう感じられているのでしょうか？私が今まで対応させていただいた方々からは、「そんなに税額が高額ではないですね」とか「納税しなくて良いのは予想外でした」といった反応をいただいております。

相続税が高額というのは思い込み？

例えば父、母、子二人の標準的なサラリーマン家庭を想定してみます。父と母は郊外に一軒家を所有し、父の年金で夫婦は生活しています。子二人はそれぞれ結婚し、自宅マンションを所有し住宅ローンがまだ残っています。そして定年まではまだ数年残っている状態で、子どもたちは父がどれだけの財産を持っているか知らないまま、父は 80 歳で他界しました。

父の財産を調べてみると、郊外の自宅敷地は 100 坪 330 m²あり、路線価から算定された相続税評価額は 4,000 万円、建物は 500 万円、父が勤務していた上場会社の株式は、株価が上昇し評価額で 8,000 万円、定期預金 5,500 万円、普通預金の通帳に 1,200 万円、終身保険 800 万円を契約し、計 2 億円の財産を残してくれていました。葬式費用は、母が葬儀社に 200 万円とお寺に 100 万円を支払い、計 300 万円の出費となりました。

これらの財産をどのように分けるか話し合ったところ、子どもたちは住宅ローン返済分と相続税納税資金として預金を 1,500 万円ずつ相続し、残りは母が相続することで話し合いがまとまりました。

財産が 2 億円と高額でしたので、これは多額の納税になると覚悟していたところ、依頼した税理士から次のような説明を受けました。

- 自宅敷地は母がそのまま住み続けるため、330 m²までは評価額を 80%減額することができる。**(小規模宅地の特例)**
⇒4,000 万円△3,200 万円=800 万円
- 生命保険には非課税枠があり、法定相続人が 3 人いる場合は 500 万円×3 人=1,500 万円が**非課税となる**。
⇒800 万円△800 万円=0 円
- 残った課税遺産総額から債務を控除した 1 億 5,700 万円に対して税額を計算すると、本来納税すべき相続税は 1,652 万円となるが、母が相続する財産は 1 億 6 千万円まで税金がかからない。**(配偶者の税額軽減)**

⇒母の納税額 1,336 万円△1,336 万円=0 円

以上の話から、母の納税は不要、子 2 人の納税はそれぞれ 157 万円程になることがわかりました。仮にこの相続財産全てを母が相続すれば、今回の納税額は 0 円とも説明を受けましたが、やはり子どもたちの住宅ローンのことも

考え、相続税を納税しても子どもたちが少し預貯金を取得した方が良いという結論になりました。また、二次相続に視点をあてると、母に財産を残し過ぎても、二次相続税額の負担が大きくなってしまふこととなりますので、一次相続で次世代に少しでも財産を分けておくことは有効な二次相続対策になると考えられます。

不安をそのままにしない

今回は、2 億円の財産がある家庭でも、結果的に相続税の納税が 300 万円ほどで済み『そんなに高額ではなく安心した』ケースということでご紹介しました。しかし、財産の多寡、相続人の数、財産をどう分けるか等の要素により、納税する相続税額は大きく変動します。

漠然と不安を抱いて、相続対策をむやみに急ぐよりも、現状を把握し対策が必要かどうかの見極めを行うことが良い相続対策に繋がります。お困りのことがあれば、朝日税理士法人までご連絡ください。
(文責：青木昌一)

